

京都市上京区総合庁舎整備等事業  
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	修正・変更前	修正・変更後
1	入札説明書	19	第5	3				土地の使用	本市は、事業計画地について、現区役所庁舎解体後、埋蔵文化財調査を平成24年7月に終了する見込みである。本市は、埋蔵文化財調査終了後から設計・建設期間終了まで、当該事業計画地をSPCに無償で貸与する。	本市は、事業計画地について、現区役所庁舎解体後、埋蔵文化財調査を <b>平成25年7月</b> に終了する見込みである。本市は、埋蔵文化財調査終了後から設計・建設期間終了まで、当該事業計画地をSPCに無償で貸与する。
2	入札説明書	20	第5	4	(1)	イ		維持管理費部分	維持管理費期間中、各事業年度の上半期(4月から9月までをいう。)及び下半期(10月から翌年の3月までをいう。)の年2回ずつ、各回均等(ただし、平成26年度上半期については4箇月分)に支払う。	維持管理費期間中、各事業年度の上半期(4月から9月までをいう。)及び下半期(10月から翌年の3月までをいう。)の年2回ずつ、各回均等(ただし、平成26年度 <b>下半期</b> については4箇月分)に支払う。
3	入札説明書	30	別紙2	1				表<サービス購入費の構成> サービス購入費 維持管理費部分 支払方法	各事業年度の上半期及び下半期の年2回ずつ、各回均等(ただし、平成26年度上半期については4箇月分)に支払う。	各事業年度の上半期及び下半期の年2回ずつ、各回均等(ただし、平成26年度 <b>下半期</b> については4箇月分)に支払う。
4	入札説明書様式集	1						提出書類一覧表 <総合審査(第2次審査)に関する提出書類	有価証券報告書等	(削除)
5	入札説明書様式集	2						提出書類一覧表 <総合審査(第2次審査)に関する提出書類	(2) 提案図面集	(2) 提案図面集 <b>提出部数 各25部</b>
6	入札説明書様式集							様式39 工程計画書	・施設引渡し日は、平成26年11月28日とすること。	・施設引渡し日は、平成26年 <b>12月1日</b> とすること。
7	基本協定書(案)	2						第5条第2項	乙は、甲と事業予定者との間で事業契約の本契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、これらの契約の締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。	乙は、甲と事業予定者との間で事業契約の本契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は <b>請け負う者</b> との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、これらの契約の締結後速やかにその写しを甲に <b>提出させるもの</b> とする。
8	基本協定書(案)	3						第6条第5項第1号	事業予定者が事業契約を締結しないとき。落札金額の100分の5に相当する金額	事業予定者が <b>事業契約の仮契約</b> を締結しないとき。落札金額の100分の5に相当する金額
9	基本協定書(案)	8	別紙2	3				誓約書	事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全株式が保有されており、本事業に係る市と事業予定者間の事業者契約(以下「事業者契約」という。)の終了までの間、かかる状態を維持すること。	事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全株式が保有されており、本事業に係る市と <b>事業者</b> 間の事業者契約(以下「事業者契約」という。)の終了までの間、かかる状態を維持すること。
10	契約書(案)	3						第2条第30号	民間事業者提案 入札説明書の規定に基づき、落札者が甲に対して提出した施設整備業務提案書、維持管理業務提案書、事業計画提案書及び図面に含まれる本件事業に関する一切の提案をいい、この契約により変更される場合は、変更後のものをいう。	民間事業者提案 入札説明書の規定に基づき、落札者が甲に対して提出した <b>設計業務提案書、建設・工事監理業務提案書</b> 、維持管理業務提案書、事業計画提案書及び図面に含まれる本件事業に関する一切の提案をいい、この契約により変更される場合は、変更後のものをいう。
11	契約書(案)	18						第45条第1項	第45条 乙は、要求水準書に従い、平成23事業年度から各事業年度ごとに、維持管理業務に含まれる各業務について維持管理業務年間計画書を、当該事業年度が開始する日の30日前までに甲に提出し、その確認を受けなければならない。	第45条 乙は、要求水準書に従い、 <b>平成26事業年度</b> から各事業年度ごとに、維持管理業務に含まれる各業務について維持管理業務年間計画書を、当該事業年度が開始する日の30日前までに甲に提出し、その確認を受けなければならない。
12	契約書(案)	37	別紙1					日程表	引渡予定日 平成26年11月28日	引渡予定日 平成26年 <b>12月1日</b>
13	契約書(案)	38	別紙2	2	(1)			管理者賠償責任保険	免責金額：なし	免責金額： <b>1事故当たり5万円以下</b>
		39		2	(2)			請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険	免責金額：なし	免責金額： <b>1事故当たり5万円以下</b>
14	契約書(案)	46	別紙7	2	(2)			支払方法	甲は、平成26年度から平成41年度までに渡り、各事業年度の上半期(4月から9月までをいう。)及び下半期(10月から翌年の3月までをいう。)の年2回ずつ、第60条により変更される場合を除き各回均等(ただし、平成26年度上半期については4箇月分)に支払うものとする。	甲は、平成26年度から平成41年度までに渡り、各事業年度の上半期(4月から9月までをいう。)及び下半期(10月から翌年の3月までをいう。)の年2回ずつ、第60条により変更される場合を除き各回均等(ただし、平成26年度 <b>下半期</b> については4箇月分)に支払うものとする。
15	契約書(案)	51	別紙9	3	(3)			累積ペナルティポイント数 5～9 減額等の措置内容	当該半期分の維持管理・運営支援部分支払額の20%の減額	当該半期分の <b>維持管理費部分</b> 支払額の20%の減額
16	要求水準書添付資料		資料9					敷地現況平面図	現況平面図 横断箇所図 横断面図	現況平面図 横断箇所図 横断面図 <b>用地実測図</b>